

令和8年熊本地震 各種支援制度紹介

7月28日午後4時27分ごろ、熊本県熊本地方でマグニチュード7.1の地震が発生し、菊陽町では震度5強を観測しました。被災された皆さまへ心からお見舞いを申し上げます。

今月号では、令和8年熊本地震で被災した皆さまを支援するさまざまな制度を紹介いたします。

詳しくは町ホームページをご覧ください。



詳しくは
こちら

証明書を発行します

☎ 危機管理防災課 ☎096(232)2110

■ 場所

防災センター

■ 申請に必要なもの(共通)

- 被災した状況がわかる写真データ(スマホなどでの撮影可)
- 本人確認書類(運転免許証など本人確認ができるもの。※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類)

■ 申請手数料

無料

■ その他

- 別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。
- マイナポータルからも申請できます。24時間いつでも自宅のパソコンやスマートフォンからオンライン申請が可能です。



マイナポータル
サイトはこちら

被災証明書

災害により被害を受けた**住家**(災害発生時に居住していた建物)について、被害の程度を町が証明するものです。

被災証明書

住家以外のもの(倉庫、カーポートや車庫、事業所、店舗、車両、家財など)について、災害により被害を受けたことを町が証明するものです。



住宅の修理を支援します

☎ 施設整備課 ☎096(232)6500

災害救助法に基づく「住宅の応急修理」とは

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、町が応急的な修理を行い(町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払う)、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

■ 対象者

り災証明書を取得している人

■ 限度額

- 半壊以上
75万7千円以内(税込み)
- 準半壊
36万7千円以内(税込み)

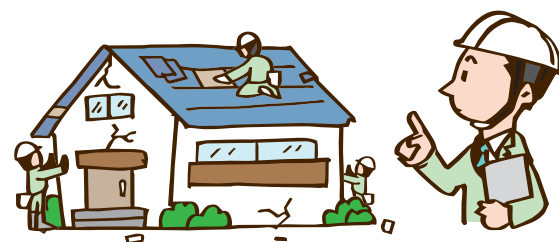
■ 応急修理の範囲

今回の災害と直接関係ある修理のみが対象で、屋根・基礎・ドア・配管・配線・トイレなど。

※外構や内装に関するものは対象外

■ 申請の流れ

- ①り災証明書と破損箇所の写真を持参し、町へ相談
- ②被災者から業者へ見積依頼、町へ提出
- ③応急修理対象箇所の写真と見積書を確認して判断
- ④町から業者へ修繕依頼
- ⑤業者から町へ完了報告・請求



見舞金・弔慰金などの支援制度があります

☎ 福祉課 ☎096(232)4913

災害見舞金

家屋に全壊または半壊の被害を受けた人、死亡した人の遺族、2週間以上の入院を要する負傷があった人に見舞金を支給します。

※死亡・負傷は、災害弔慰金または災害障害見舞金の支給要件に当てはまる場合を除きます。

災害弔慰金・災害障害見舞金

令和8年熊本地震により死亡または重度の障害を負った場合に支給します。支給額については次のとおりです。

- 生計主の死亡 500万円
- 生計主以外の死亡 250万円
- 生計主が災害で重度の障害を受けた場合 250万円
- 生計主以外が災害で重度の障害を受けた場合 125万円

※災害障害見舞金を受けた後に死亡した場合は、既に受けた額を控除した額になります。

賃貸型応急住宅

7月28日時点で菊陽町に住所があり、住居が全壊または半壊の被害を受け、居住できなくなった人や、応急修理に1カ月以上かかる人が対象です。ただし、自らの資力では住居が確保できない人に限ります。

■ 期間・家賃

最長2年間、単身世帯で5.5万円/月(世帯員の人数で変わります)



災害援護資金の貸付

住宅が全壊・半壊または家財の損害(3分の1以上の被害額)があった世帯に資金を貸し付けます。

■ 世帯主がおおむね1カ月以上の療養を要する負傷をした世帯で、次のいずれかに当てはまる場合の貸付限度額

- ①住宅の損害がない場合 150万円
- ②家財の被害金額が価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合 250万円
- ③住宅が半壊した場合 270万円
※建て直す際に、残存部分を取り壊さなければならぬなど特別の事情がある場合は350万円です。
- ④住宅が全壊した場合 350万円

■ 世帯主におおむね1カ月以上の療養を要する負傷がない世帯で、次のいずれかに当てはまる場合の貸付限度額

- ①家財の被害金額が価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合 150万円
- ②住宅が半壊した場合 170万円(250万円)
- ③住宅が全壊した場合 250万円(350万円)

※建て直す際に、残存部分を取り壊さなければならぬなど特別の事情がある場合はかつこ内の金額です。

■ 償還期間 10年

■ 据置期間 3年(据置期間中は無利子)

■ 利子 1.5%

※保証人を立てる場合は無利子です。

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

☎ 菊陽町社会福祉協議会
☎096(232)4832

対象者

令和8年熊本地震により被災した人で菊陽町に住所を有し、一時的な生活費が必要な世帯。

上限額

原則1世帯1回限り 10万円以内

その他

無利子で貸し付け